

目 次

環境にやさしい企業活動のためのハンドブック（平成13年版）
発行元：石川県環境安全部

第1章 環境にやさしい企業であるためには

1. 環境マネジメントシステム（ISO14001）
導入に向けて 3
 - (1) 環境マネジメントシステムとは？ 3
 - (2) 環境マネジメントシステムの導入手順 4
 - (3) 環境マネジメントシステム導入のメリット 5
 - (4) 本県及び国内のISO14001規格取得状況 5
2. 環境活動評価プログラムへの参加 7
 - (1) 環境活動評価プログラムとは？ 7
 - (2) 環境活動評価プログラムの構成とその概要 7
 - (3) 環境活動評価プログラムへの参加方法 7
 - (4) 環境活動評価プログラムへの参加メリット 7
3. 環境会計への取組 9
 - (1) 環境会計とは？ 9
 - (2) 環境会計への取組 9
 - (3) 環境会計導入のメリット 9
4. 環境報告書を作成しよう 11
 - (1) 環境報告書とは？ 11
 - (2) 環境報告書作成・公表の必要性和メリット 11

第2章 環境にやさしい企業活動の事例

1. 企業の実組や施策 13
〈「環境にやさしい企業活動のあり方」の抜粋〉 14
2. リサイクル活動事例 15
〈「廃棄物のリサイクル事例集」の抜粋〉 16
〈「廃棄物のリサイクル技術事例集」より〉 17
〈「石川県リサイクル認定製高」パンフレットより〉 18
3. エコビジネスとは？ 19

第3章 環境法令等と企業の責務

1. 環境基本法とは？	23
2. 石川県環境基本条例とは？	25
3. 地球温暖化対策の推進に関する法律とは？	27
4. 特定工場における公害防止組織の 整備に関する法律とは？	29
5. 特定製品に係るフロン類の回収及び 破壊の実施の確保等に関する法律とは？	31
6. 大気汚染防止法とは？	33
7. 悪臭防止法とは？	35
8. 騒音規制法とは？	37
9. 振動規制法とは？	39
10. 水質汚濁防止法とは？	41
11. 下水道法とは？	43
12. 浄化槽法とは？	45
13. 循環型社会形成推進基本法とは？	47
14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは？	49
15. 特定有害廃棄物等の輸出入等の 規制に関する法律とは？	51
16. 資源の有効な利用の促進に関する法律とは？	53
17. 容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法律とは？	55
18. 特定家庭用機器再商品化法とは？	57
19. 建設工事に係る資材の再資源化等に 関する法律とは？	59
20. 食品循環資源の再生利用等の促進に 関する法律とは？	61
21. 国等による環境物品等の調達の推進等に 関する法律とは？	63
22. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な 処理の推進に関する特別措置法とは？	65

23. 化学物質の審査及び製造等の規制に 関する法律とは？ ……	67
24. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律（PRTR法）とは？ …	69
25. ダイオキシン類対策特別措置法とは？ ……	71
26. 工場立地法とは？ ……	73
27. エネルギーの使用の合理化に関する法律とは？ ……	75
28. 新エネルギー利用等の促進に関する 特別措置法とは？ ……	77
29. 石川県公害防止条例とは？ ……	79

第4章 環境に関する行政計画

1. 石川県環境基本計画とは？ …… 〈石川県環境基本計画の抜粋〉	81
2. リサイクル型社会構築行動計画とは？ …… 〈リサイクル型社会構築行動計画基本計画編の抜粋〉	83
3. 石川県地球温暖化防止地域推進行動計画とは？ …… 〈石川県地球温暖化防止地域推進行動計画の抜粋〉	85
4. 石川県産業廃棄物処理計画とは？ …… 〈石川県産業廃棄物処理計画（第5次）の抜粋〉	87
5. いしかわグリーンプラン （環境にやさしい石川創造計画）とは？ …… 〈いしかわグリーンプランの全体像〉	89

〈参考資料〉

環境にやさしい企業活動のための支援措置要覧 ……	91
--------------------------	----

相談コーナー

■ 日常の法律問題あれこれ…………… ■
弁護士 久保 雅 史

■ 日常の経営問題あれこれ…………… ■
税理士 坂 井 昭 衛

相談コーナー

日常の法律問題 あれこれ

弁護士 久保雅史



給与所得者等再生手続きを教えてください。

Q

私（50歳）は、菓子製造販売会社に勤務し、月収は手取りで約30万円です。妻（40歳）は、パートで月収は約10万円です。私達夫婦には高校生の子供（17歳）が1人います。

不動産はありません。現在、私達家族は、金沢市内のアパートで暮らしており、家賃は月額5万円です。ところで、私は生活が苦しくなったことから、サラ金に手を出してしまい、現在サラ金10社から合計600万円の借金があり、金利が高くこれを返済していくことはできない状態です。借金したお金で競馬をしたこともあります。

破産はしたくないと思っていますが、何か良い方法はないでしょうか。

A

1. あなたは、600万円の多額の負債を支払えない、いわば破産状態になっています。

しかし、あなたには自己破産の申立をお勧めできません。なぜならば、サラ金から借りたお金を競馬につぎ込んだとのことだと、自己破産の決定を得てもその後の免責申立ではねられる可能性が大だからです。サラ金から借りて競馬をするような不誠実な人には裁判所は免責を認めないのであります。免責が認められない債務者が自己破産をしても借金はそのまま残るのですから、意味がありません。

2. そこで、あなたには、給与所得者等再生による再生手続の利用をお勧めします。
再生手続開始申立書（給与所得者等再生手続）を金沢地方裁判所に提出しましょう。

ア．個人債務者の民事再生手続は、平成12年（2000年）11月21日に法律が成立し、同13年（2001年）4月1日から施行されました。

個人債務者の民事再生手続には①小規模個人再生と②給与所得者等再生の2種類があります。

イ．給与所得者等再生の利用対象者を「給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であって、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるもの」に限定しています。

あなたは、手続開始の申立時に、源泉徴収票、給与明細表など客観的な資料に基づいて、その将来の収入として月30万円の収入を得ることが確実で、かつ、過去2年間の収入について、変動の幅が年収でみて5分の1に満たない場合には、この手続の対象者になります。

ウ．給与所得者等再生の手続に、いわゆる可処分所得基準を設けています。

収入から算出される可処分所得の2年分以上の額を無担保再生債権者への弁済原資とすることが条件となります。

エ．可処分所得の算出方法は、次のとおりです。

- ① まず、再生債務者の実収入額については、再生計画案の提出前2年間の収入の合計額からこれに対する所得税、住民税及び社会保険料に相当する額を控除した額を2で除して1年分の収入額を算出します。
- ② 次に、①の予想収入額から、再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用の額のみを控除して、1年分の可処分所得を算出します。
- ③ 「最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用の額」については、物価の変動等に機敏に対処する必要がありますので、政令で定めることとなっています。

あなたの場合、可処分所得を算出してみましたところ、別表「可処分所得額算出シート」のとおり「最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用の額」は307万円で1年間当たりの可処分所得額は53万円となりました。

オ．再生計画による無担保債権者に対する弁済の総額は、債務者の可処分所得の2年分以上の額であることが必要です。

あなたの場合、可処分所得は53万円ですから、債権者への弁済総額は106万円以上となります。

カ．次に、2年分の可処分所得額を原則3年で弁済しなければなりません。

あなたが、再生計画案を弁済総額126万円としてこれを3年間で均等に弁済す

ることにすれば、月 3 万 5000 円ずつ支払うことになります。

そして、あなたのこの再生計画案について、裁判所が認可決定をした場合には、あなたは、600 万円の借金について、126 万円を月 3 万 5000 円ずつ 3 年間で支払えば、残額は免責されることになり、借金地獄から再生できます。

可処分所得額算出シート

	再生債務者	被扶養者	被扶養者	被扶養者	被扶養者
氏 名	山田太郎	山田花子	山田一郎		
※ 年 齢 (平成 年 4 月 1 日現在)	50歳	40歳	17歳		
続 柄	本人	妻	長男		
※ 同居・別居の別		同居	同居		
※ 居住地 (別居の被扶養者のみ)					
※ 居住地域の区分	第3区	第3区	第3区		

※ ① 過去2年間の収入合計額	円	① ÷ 2 =	円
② 上記期間の所得税額相当額	円		
③ 上記期間の住民税額相当額	円		
④ 上記期間の社会保険料相当額	円		
⑤ 収入合計額から控除する額	円	←②+③+④	
⑥ 1年間当たりの手取収入額	360.0万円	←(①-⑤) ÷ 2	

※	⑦ 個人別生活費の額	43.5万円	44.5万円	50.6万円	円	円
※	⑧ 世帯別生活費の額	58.8万円	円	円	円	円
※	⑨ 冬期特別生活費の額	6.3万円	円	円	円	円
※	⑩ 住居費の額	52.8万円(D)	円(D)	円(D)	円(D)	円(D)
※	政令の住居費の額	52.8万円(A)	円(A)	円(A)	円(A)	円(A)
	再 生 債 務 者 居 住 建 物					
※	(1)再生債務者が所有しているか	はい → (2)へ進む <u>いいえ</u> → (4)へ進む				
※	(2)競売又は任意売却により建物の所有権を失う可能性があるか	はい → (3)(4)は記載しない <u>いいえ</u> → (3)へ進む ((4)は記載しない)				
※	(3)一般弁済期間を通じてローンの弁済をする予定があるか	はい ・ <u>いいえ</u>	1年間の弁済見込総額			円(B)
※	(4)一般弁済期間を通じて貸料の支払をする予定があるか	<u>はい</u> ・ <u>いいえ</u>	1年間の支払見込総額			60.0万円(C)
	別 居 被 扶 養 者 居 住 建 物					
※	(1)再生債務者が所有しているか	はい → (2)へ進	<u>いいえ</u> → (4)へ進む			
※	(2)競売又は任意売却により建物の所有権を失う可能性があるか	はい → (3)(4)は記載しない	<u>いいえ</u> → (3)へ進む ((4)は記載しない)			
※	(3)一般弁済期間を通じてローンの弁済をする予定があるか	はい ・ <u>いいえ</u>	1年間の弁済見込総額			円(B)
※	(4)一般弁済期間を通じて賃貸料の支払をする予定があるか	はい ・ <u>いいえ</u>	1年間の支払見込総額			円(C)
※	⑪ 勤労必要経費の額	50.5万円				
	⑫ 上記合計額（1年分の費用額）	211.9万円	44.5万円	50.6万円	円	円
	⑬ ⑫の合計額					307.0万円

⑭ 1年間当たりの可処分所得額 (⑥-⑬)	53.0万円
⑮ 計画弁済総額の最低基準額 (⑭ × 2)	106.0万円

※ 印の記載に当たっては、別紙記載要領を参照して下さい。

相談コーナー

日常の経営問題 あれこれ

中小企業診断士 **坂井 昭 衛**



平成13年度の税制改正では、最近の経済情勢を踏まえ、企業組織再編税制が整備されるとともに、景気浮揚等の観点から、住宅取得の促進を図るための様々な改正が行われました。今回はその目玉とも云える：贈与税の改正を中心にみてみることにします。

Q1

平成13年度の税改正において贈与税の基礎控除が、60万円から110万円に引き上げられましたが、その根拠は何でしょうか。

A1

昭和50年以来、その水準は据え置かれて来ていること、高齢化の進展により、被相続人・相続人双方の年齢が上昇する中で、今後特に親子間において、相続の機会を待つことなく財産を移転させる必要性があること、また、高齢者層に資産が偏在していて、我国の経済成長を支える若手・中年世代への早期の財産移転が経済の活性化を図る上で望ましいとする考えがあります。

贈与税は元来、相続税の補完税としての役割があり、相続税は富の再分配機能を果たす役割があり、慎重であるべきとの議論がある。

贈与税は、被相続人の生存中に財産を分割して贈与することにより、相続税の負担回避が図られることを防ぐと云う趣旨から設けられ、相続税の補完税と云うべき性格である。

従って、相続税の抜本的見直しまでの臨時的措置として、基礎控除の引き上げがなさ

れ、平成13年1月1日以後の贈与により、財産を取得した者に係る贈与税の改正がなされた。

相続税対象となる人にとって、贈与税の効果的利用により、節税の要素があります。そのためには、相続税の仕組みを知り、早めの対策として、贈与税を有効に活用することが大切です。

なお、対策は各種ありますが、その実行なければ、何等の効果もありません。

Q2

私が今度マイホームを取得するため、資金が不足しますので、親から550万までの贈与を受けても、税金はかからないと聞いていますが。

A2

これは贈与税の住宅取得のための資金を、父母又は祖父母から、贈与された場合に、1,500万円までの部分については、以下のような5分5乗方式を採用することにより、贈与税額を大幅に軽減できる制度です。

5分5乗方式とは、

$(\text{贈与の住宅取得資金} \div 5 - \text{基礎控除 (110万円)}) \times \text{贈与税の税率} \times 5$

この方式によれば、550万円以下なら贈与税が全くかからないことになります。

本制度に関して、次のような改正が行われました（平成13年1月1日以後の贈与から適用）。

- (1) 本制度の適用期限を平成15年12月31日まで延長されました。
- (2) 本年度の税制改正で、贈与税の基礎控除が60万円から110万円に引き上げられたことに伴い、従前は300万円の非課税額が、550万円に拡大した。
- (3) 従前は、過去5年間、持ち家に住んだことのない者が、住宅を新築又は購入（中古住宅を含む）するケースに限られていたが、今回は一定の要件に該当する持ち家の建替（買替）のための資金贈与も、この制度の対象に加えられました。

—— 税額の事例として次の通り ——

贈与金額	改正前	改正後	減税額	特例制度（改正後）を利用しない場合の税額
	① 贈与税額	② 贈与税額	①－②	
300万円	0 万円	0 万円	0 万円	19 万円
550万円	25	0	25	84.5
700万円	40	15	25	136.5
1,000万円	70	45	25	260.5
1,200万円	97.5	65	32.5	355
1,300万円	112.5	75	37.5	405
1,500万円	152.5	105	47.5	505

Q3

贈与税の住宅取得の特例制度を利用する場合、550万円まで非課税にできるそうですが、その条件とは何ですか。

A3

住宅の取得の場合、本制度（5分5乗方式）適用の主な条件は次の通りです。

- (1) 自己の住宅用家屋（その敷地又は借地権を含む）の取得のために、父母又は祖父母からの受けた贈与であること（土地のみの取得は適用不可）。
- (2) 贈与を受けた日から5年間、自己又は配偶者の持ち家に住んだことがないこと。
- (3) 贈与を受けた年の合計所得金額が1,200万円以下であること。
- (4) 取得した家屋の床面積が50㎡以上で、かつ、その2分の1以上が専ら居住の用に供されていること。
- (5) 中古住宅の取得の場合は、その取得の日以前20年（耐火建築物は25年）以内に建築されたものであること。
- (6) 贈与を受けた年の3月15日までに現在の持ち家を譲渡（取壊しによる滅失を含む）していること。
- (7) 増改築等の場合は、工事費用が1,000万円以上で、その工事により増加する床面積が50㎡以上であること。
- (8) 増改築等を行った家屋が居住用に供されていること。

なお、本制度を適用するためには、申告書に所定の書類を添付する必要があり、増改築等の場合は、国土交通省告示に定められた様式による「増改築等工事証明書」を建築事務所に作成してもらって下さい。

Q4

贈与税は相続税の補完税とも云われているが、どう云うことか、又、それによってどう云う点に有利なことがあるのか。

A4

1. 贈与は何の為にすると云う点では

- (1) 早く子や孫に財産を譲りたい、一方には、本人はもらいたいからである。即ち、高齢化社会は、長寿になり、相続が遅れがちになって来た。早く譲りたい、もらいたいと云う気持ちで、相続より贈与の方が喜ばれる。
- (2) 我国の相続税は累進税率で、税率も高く、そして相続は突然発生する例が多く、相続税の高いと思われる人は、贈与税の基礎控除、特典を利用して、生前に有利に財産移転をする。
- (3) 贈与は、本人の意志であり、特定の人に早く譲ることができる。例えば配偶者へ、或は事情のある相続人に、或は特定の第三者に贈与することができる。

2. 有利な贈与の利用として

(1) 基礎控除110万円の利用

贈与税は受贈者が1年につき110万円を超えたら課税されるのであるから、①人数を増やす、②年数を重ねることが出来るので相続財産の引下が可能である。

(2) 住宅資金の贈与

前述の5分5乗方式により、1人につき550万円まで課税がなく、超えても1,500万円までは軽減されるから、更に子又は孫への贈与も可能である。

(3) マイホームの夫婦間の贈与

居住用の土地又は建物又は住宅資金で婚姻期間が20年以上の夫婦であれば2,000万円までの部分は課税されない。

3. 贈与税のかからない財産贈与

贈与により取得した財産でも、次のような財産には贈与税は課税されません。

イ．扶養義務者（親等）からの生活費や教育費として贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲の額。

ロ．社交上必要と認められる香典、祝金、見舞金等、社会通念上必要相当と認められる部分。

ハ．法人（会社等）からの贈与による財産、但し所得税（一時所得）が課税される。

ニ．公職選挙の候補者が贈与により取得した財産。

ホ．公益事業用資産で公共事業に供される部分。

その他相続税に関連して、自己の借金等について親の保証、及び親の土地の利用等については贈与税はかからないことになります。

あ と が き

活性化情報№86が編集されました。

組合事務局の皆様には、毎回組合員への配布にご協力頂きありがとうございます。

現在、地球環境問題は21世紀を通じて取り組むべき重要課題となっており、環境負荷の少ない持続的発展が可能な経済社会の構築、特に企業においては積極的に環境保全に貢献する環境配慮型企业への転換が求められていることから、今回は石川県環境安全部環境政策課の協力を得て、環境に関する行政の施策、環境配慮型企业の活動事例等を中心に編集しました。

紙面の関係上、意をつくさない点が多々あろうかと思いますが、今後、皆様方のご意見を充分に取り入れ改善していきたいと考えておりますので、ご意見等がございましたら、編集係までお寄せ下さい。

最後になりましたが、本誌編集にあたりご多用中にもかかわらず、ご寄稿頂きました関係各位に対し深く感謝申し上げます。

●本誌編集に貴重なご意見，ご指導を頂いている編集委員の方々。

活性化情報編集委員

◆石川県商工労働部経営支援課
課長補佐 中 田 邦 夫

◆商工組合中央金庫金沢支店
次 長 大 野 高 広

◆ウイング北陸総合衣料商業協同組合
専務理事 村 田 純 一

◆協同組合石川中央鉄工センター
常務理事 松 尾 登

中央会情報No.86

発 行／平成14年1月31日

発行者／石川県中小企業団体中央会